

質の高い日中韓 FTA ならびに東アジア地域包括的経済連携(RCEP)の 早期実現を求める【概要】

2013年5月7日
(一社)日本経済団体連合会

I はじめに

1. わが国は環太平洋経済連携協定(TPP)交渉への参加を決定。これを梃子に、日中韓 FTA ならびに ASEAN+6 を母体とする東アジア地域包括的経済連携(RCEP)の早期実現に向け交渉を加速すべき。
2. 東アジアの経済統合に際しては、ASEAN+6 の GDP の約 7 割を占める日中韓の間で経済関係を深化させることが前提。日中、日韓の二国間 EPA がいまだに存在しない中、既に交渉が開始されている日中韓 FTA の実現が喫緊の課題。
3. 日中韓に加え、RCEP の実現は、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)構築に向けた道筋における重要な要素。
4. わが国として、各 EPA/FTA について統一的に対応すべく、「通商戦略本部」(仮称)を設置し、官邸の司令塔機能の強化を図る。また、多角的ルールへの発展を視野に、包括的で質の高い日中韓 FTA、RCEP の実現を図る。

II 日中韓 FTA に盛り込むべき事項

1. 物品貿易

- (1) 日中韓 FTA を WTO に整合的な協定とするために、「実質的すべての貿易の自由化」(GATT 第 24 条 8 項)を実現。
- (2) 鉄鋼製品、自動車、自動車部品、電気・電子機器、石油化学製品、化学繊維、ガラス製品、医療機器、繊維、紙類、医薬品等の関税を撤廃。

2. 原産地規則

- (1) 企業にとって使い勝手の良いものとするべく、原産性判定基準に関し、関税番号変更基準と付加価値基準の輸出者選択制を採用。
- (2) 原産地証明発給手続を簡素化する観点から、第三者証明に加えて、認定輸出者による自己証明制度の導入を検討。

3. 税関手続

- (1) 法令・規則の文書による公示ならびに実施までのリードタイムの確保、担当者による手続や関税分類に関する裁量の排除、課税評価・査定基準の明瞭化、中古品の輸出入手続の簡素化・合理化、輸出品に対する増値税の還付の徹底等を図る。
- (2) 税関手続に関する規程の実施ならびに運用について、企業の要望を踏まえて改善を図るための委員会を設置。

4. 貿易救済措置

- (1) アンチダンピングについて、調査開始前の事前協議制度、ゼロイングの禁止、レッサー・デューティー・ルールを導入を図る。
- (2) セーフガードによる通商制限的効果を回避すべく、原則として締結国は発動の対象外とする。

5. 投資・サービス貿易

- (1) 金融、建設、不動産、流通、広告、通信等の主要サービス分野や自動車、鉄鋼、造船、食品等の主要製造業の分野において、外資制限、清算・撤退等の規制、技術移転要求、送金規制等を撤廃。
- (2) 生産、流通、販売、アフターケアという一連のサプライチェーンの形成を考慮して、投資とサービスを不可分一体に扱う。

6. 国内規制

日中、日韓、中韓の二国間で政府、経済界の代表で構成される小委員会をそれぞれ立ち上げ、現地で活動を展開する企業が直面する国内法上の問題を解決。

7. エネルギー・鉱物資源

エネルギー・鉱物資源の融通を可能とすべく、輸出規制ならびに輸出関税の撤廃、資源開発分野への投資自由化について取極める。

8. 知的財産権

- (1) 模造品や商標権侵害の取締強化のため、知財制度の基盤を整備すると共に法執行の実効性を確保。
- (2) 民間の研究開発能力を最大限に引き出し、イノベーション、技術移転を推進する観点から、知的財産権の保証を徹底。

9. 競争法・競争政策

企業結合等、戦略的な事業再編を推進すべく、各国における企業結合規制およびその手続のハーモナイゼーションを推進。

10. 環境問題

地球温暖化防止、エネルギー安全保障体制の確立に向け、省エネに関する協力体制を確立。

III 東アジア地域包括的経済連携(RCEP)に盛り込むべき事項

1. 物品貿易

自動車、二輪車、自動車・二輪車部品、鉄鋼、ステンレス製品、化学品、プラスチック、工作機械、一般機械、家電、建設資材等の関税撤廃・引下げを実現。

2. 原産地規則

- (1) 関税番号変更基準と付加価値基準の選択制ならびに認定輸出者自己証明制度を導入。
- (2) サプライチェーンの連結性を確保する観点から、締約国の原産品であれば自国の原産品として扱う完全累積を認める。

3. 税関手続

既存の二国間 EPA 上の規程を補完すると共に、提出書類の共通化、データの共有等を推進し、物流の円滑化を図る。

4. 貿易救済措置

アンチダンピング、セーフガードに関し、日中韓 FTA と同等かつ整合的な規程を創設。

5. 投資・サービス貿易

日中韓 FTA 同様、主要サービス、製造業分野において、外資制限、清算・撤退等の規制、技術移転要求、送金規制等を撤廃する。また、投資とサービスを不可分一体に扱う。

6. 知的財産権

意匠の保護、故意による知的財産権侵害の取り締まり、知的財産に関する小委員会の設置等、既存の二国間 EPA における関連規程を補完し、知的財産権の利用、保護、執行における協力を推進する上で実効的な内容とする。

7. その他

- (1) インフラ海外展開を推進する観点から、政府調達に関する規程を検討。
- (2) ビジネスの円滑化のため、人の移動の活性化に関する規程を検討。